

(写)

龍ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第39号

龍ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年龍ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 （災害援護資金の貸付けに関する特例措置） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<u>第13条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項の適用については、<u>同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</u> 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、<u>第16条第3項</u>の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項の規定によるものとする。	付 則 （災害援護資金の貸付けに関する特例措置） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）<u>第14条第1項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び<u>第14条</u>の適用については、<u>第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。</u> 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除<u>及び保証人</u>については、<u>第15条第3項</u>の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項<u>及び平成23年特別令第14条第7項</u>の規定によるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。